

## Q 5

## 休憩時間に一人で過ごしている子どもがいる。

あなたが子どもの様子を見ていて気になったことが、子どもの深い悩みや人間関係のもつれ、いじめなど、重大な事態につながっている場合があります。見過ごして取り返しのつかない事態を招くことは避けなければなりません。

**A1 子どもの表情をよく見て、様子を把握しましょう。**

いつもより元気がなく一人でいるときには、何か原因があると考えて注意深く観察しましょう。重大な悩みを抱えているかもしれません。日頃からよく子どもの様子を観察していると、ちょっとした変化にも気づくものです。

また、周りの子どもたちのその子への関わり方や、休憩時間以外の放課後や授業時間などでの人間関係にも注意しましょう。子どもどうしの人間関係のトラブルなど、集団づくりに課題がある場合もありますし、いじめなどの人権侵害があるかもしれません。

観察した上で、子どもに聞いてみることも必要です。返事が返ってこなくても、いつでも聞くよという気持ちが伝わるよう声をかけてみましょう。

**A2 日常的に子どもたちの思いや願いを把握するよう努めましょう。**

子どもの変化に気づくためには、日頃から、話をする、声をかける、様子をみる、日記を活用するなどの手法で、子どもの心の動きをキャッチしておくことが必要です。また、保護者から家庭での様子や変化を聞くことも、子どもの心の動きを知るための手がかりとなります。

子ども自身が学校での生活(人間関係、学習、進路など)で、うれしいこと、不安に思っていることや困っていることを把握するために、日常からの観察や声かけと合わせて、生活全般やいじめに関するアンケート等を年に複数回実施し、その情報を活用することも重要です。内容、実施方法や時期の見直しを含め、アンケートの効果的な活用に取り組んでください。

**〈ポイント〉**

子どもの元気のなさが、児童虐待など、家庭でのことや学校外のことに起因している場合があります。その場合は特に、慎重かつ最善の策が取れるよう、組織的な対応を心がけましょう。

※ Q19を参照してください。

**★CHECK①★**

①「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために —いじめ防止指針—」

(大阪府教育委員会 平成 18〔2006〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

P7に資料として、「いじめを早期に発見するポイント」(チェックシート)がついています。子どもの様子が気になるとき、集団の実態が把握しづらいときに、ぜひ活用してください。

## ②「大阪府いじめ防止基本方針」（令和4年4月改訂）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/ijime\\_kihonhoushin/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/ijime_kihonhoushin/index.html)

大阪府いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、府、教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。平成29年3月に国の方針（いじめの防止等のための基本的な方針）が改定されたことから、大阪府においても府いじめ基本方針の改定を行っております。

## ★CHECK②★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年3月)

[https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin\\_tebiki.html](https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html)

Ⅱ【6】-9-(7)(8)(9)(P116~P118)には、子どもたちが一人の人間として大切にされているという実感を持ち、自己や他者を尊重することのできる集団づくりについて、記載されています。

## ★CHECK③★

## ①「『いじめ NO！』宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で いじめ対応プログラムⅡ」

(大阪府教育委員会 平成19〔2007〕年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu2.pdf>

本冊子は、いじめを許さない教育を推進するための基本的な課題と方向性を提示した第Ⅰ章、いじめを子どもたちの力と取組みで解決することをめざす第Ⅱ章、いじめの防止を図るための効果的な実践事例を示した第Ⅲ章に大別して構成されています。

第Ⅰ章の2「子どものサインに気づこう」では、個々の子どもや学級集団の様子が気になった際に、実態を把握するための参考として「学校生活アンケート」や、子どものサインをキャッチするチェックポイントを掲載しています。

## ②「私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼう ―いじめ対応プログラム実践事例集―」

(大阪府教育委員会 平成20〔2008〕年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimetaioujissen.html>

本冊子は、いじめの未然防止を図るため、子ども自身がいじめを乗り越える力をはぐくむ「いじめ対応プログラムⅡ」を活用し、児童生徒を対象に府内の学校において実践された特色ある事例を、第1章「学級・学年での取組み」、第2章「様々な場面での取組み」に大別し、各実践における子どもの反応や実践者の声等を掲載しています。

## ★CHECK④★

## ①「OSAKA人権教育ABC Part2 ―集団づくり[基礎編]―」(大阪府教育センター 平成20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の2では、子どもを生活背景から見つめることの大切さと子どもの状況を丁寧に把握する視点が紹介されています。

## ②「OSAKA人権教育ABC Part3 ―集団づくり[探究編]―」(大阪府教育センター 平成21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ―集団づくり[基礎編]―」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

## ★CHECK⑤★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「生徒の意識実態の把握と検証」では、「学校生活と人権に関するアンケート」の結果から、生徒の意識実態の把握と検証を行っています。とりわけ「だれといるときにもっとも安心してくつろぐことができますか。」という問いで「くつろげる相手がいない」と回答した子どもや、「悩みや心配ごとがあるとき、だれに一番よく相談しますか。」という問いで「相談する相手がいない」と回答した子どもが、他の質問でどのように回答する傾向があるか等についても分析しています。

## ★CHECK⑥★

①『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』(大阪府教育委員会 平成 25〔2013〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成 28〔2016〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkansitiasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、学級づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。子どもたちは、友だちの状況や気持ちを思いやれる力を持っていることがわかります。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24〔2012〕年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24〔2012〕年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・

支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2〔2020〕年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にしたい指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥『『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～』(大阪府教育委員会 平成 31〔2019〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

## 【補足と発展】

障がいの状況によって、大勢の子どもたちと一緒にいることが苦手な子どももいます。原因や子どもによっては、他の子どもと同じ対処ではうまくいかないこともあります。周りの教職員に相談してみましょう。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、全ての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)

- ◎ 学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。〔第二章―第1節―1. -(4)〕
- ◎ 児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。〔第二章―第1節―3. -(1)〕
- ◎ 人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくない。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動などに積極的に取り組もうとすればするほど、個人情報に接する度合いも増すことになる。個人情報等にも関わることした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある。(中略)人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。〔第二章―第2節―4. -(2)〕